

熊本地震により被災された学生への授業料免除について

このたびの平成 28 年熊本地震において被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。当学園では今回の熊本地震により修学困難となった学生・生徒・園児に対して、授業料減免の特別枠を設け、平成 28 年度分授業料免除の申請を受け付けます。

なお、既に平成 28 年度授業料を納付済みの方は、下記の窓口までご相談ください。

【対象者及び免除内容】

平成 28 年熊本地震により本人または学資負担者が災害救助法適用地域において被災し、授業料の納付が著しく困難であると認められる方で、次のいずれかに該当する方を対象とします。

(1) 市区町村長又は消防署長が証明する「罹災証明書」により、本人又は学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊したと認められる場合は、授業料を全額免除。

(2) 市区町村長又は消防署長が証明する「罹災証明書」により、本人又は学資負担者が所有する自宅家屋が半壊したと認められる場合は、授業料を半額免除。

(3) 学資負担者が死亡した場合は、授業料を全額免除。

※ (1) (2) の罹災証明書申請手続中の方は罹災証明書発行後適用されます

【申請期間】

平成 28 年 6 月 9 日 (木) ～平成 28 年 7 月 25 日 (月)

【申請書類】

1. 授業料免除申請書 (所定用紙)
2. クラス担任副書 (所定用紙)
3. 罹災証明書 (写) または罹災証明書発行手続きを行った際の書類 (写)
4. 死亡が確認できる公的証明書 (該当者のみ)

【申請書配布・受付窓口】

- 大学・短期大学部：学生支援課
- 高等学校・中学校・附属こども園：各事務室

【その他】

平成 28 年熊本地震により修学困難となる経済的な理由は様々のケースがあると思われます。当学園ではそれらに 대응するよう「緊急的授業料免除制度」を別途準備していますので、上記受付窓口にご相談ください。